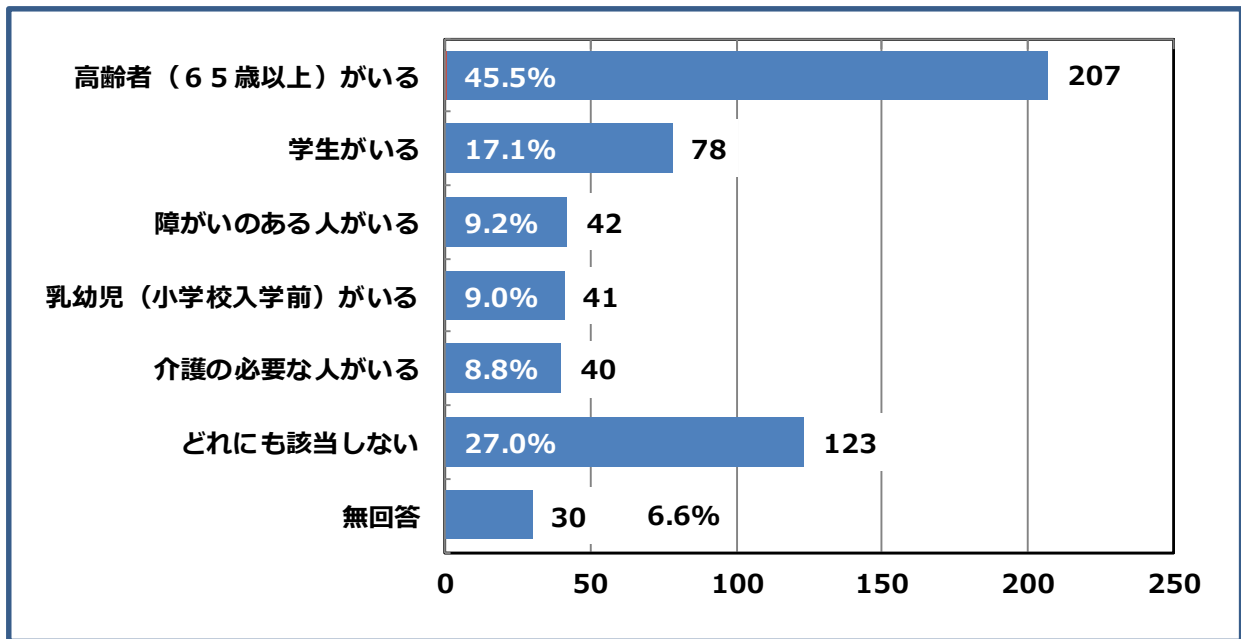


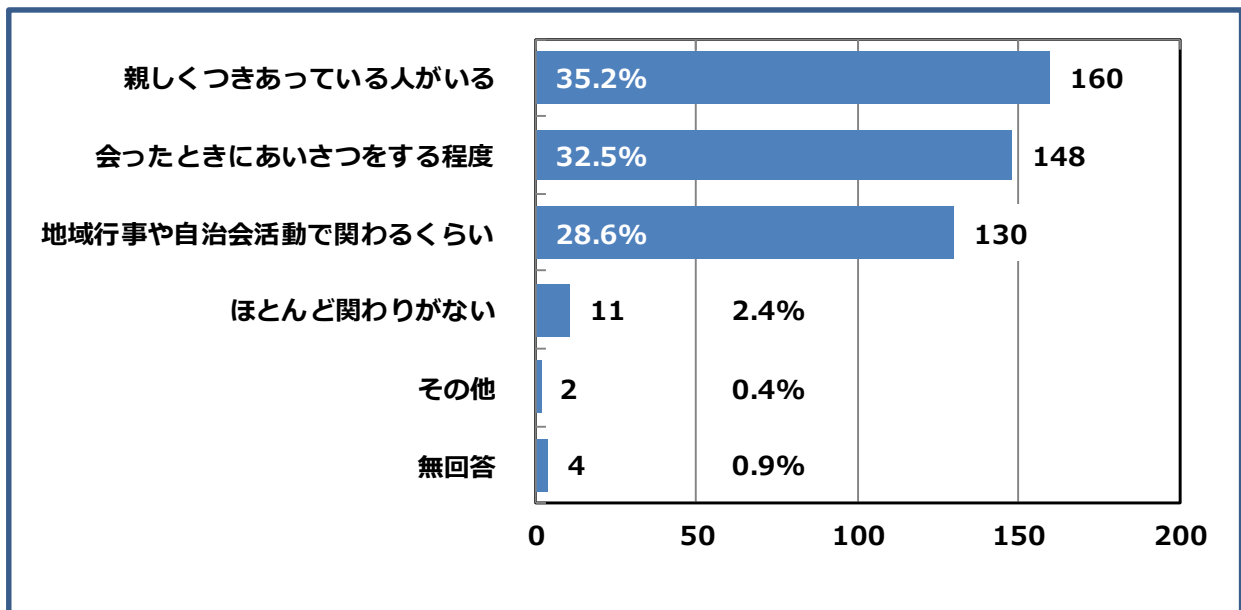
資料編

1 町民アンケート調査結果

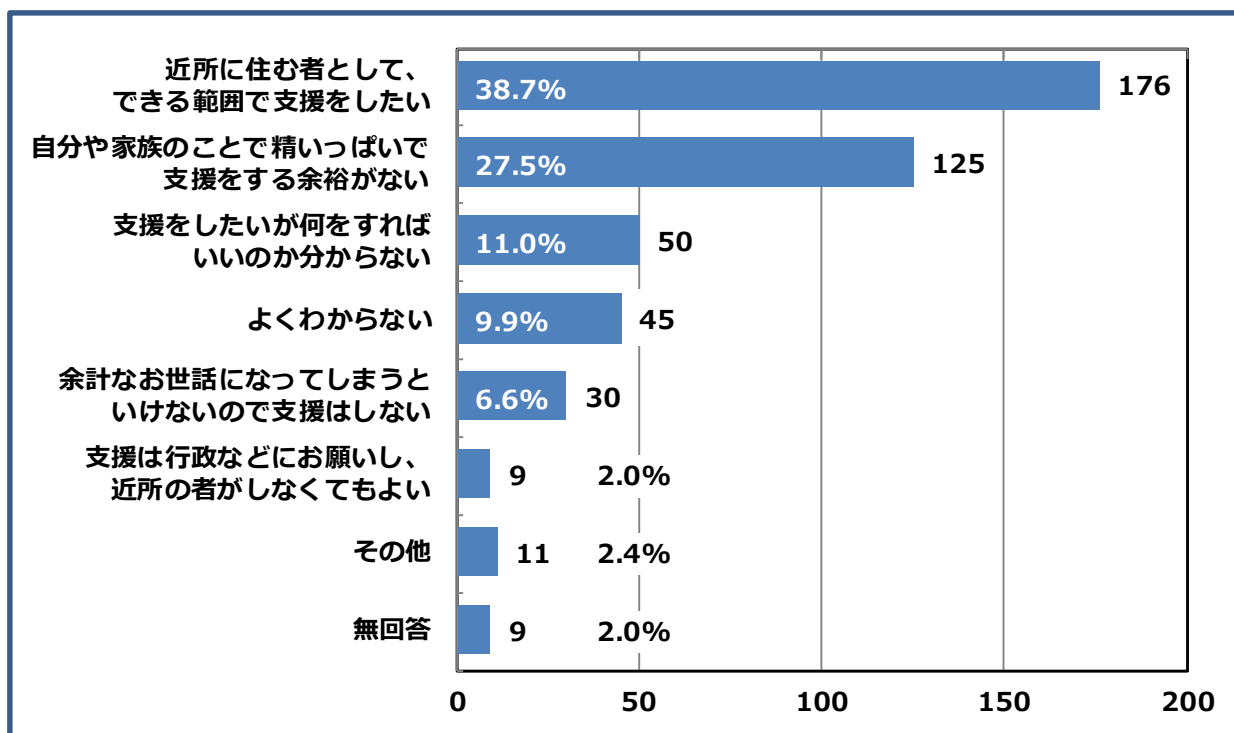
問1 同居家族の状況（複数回答）



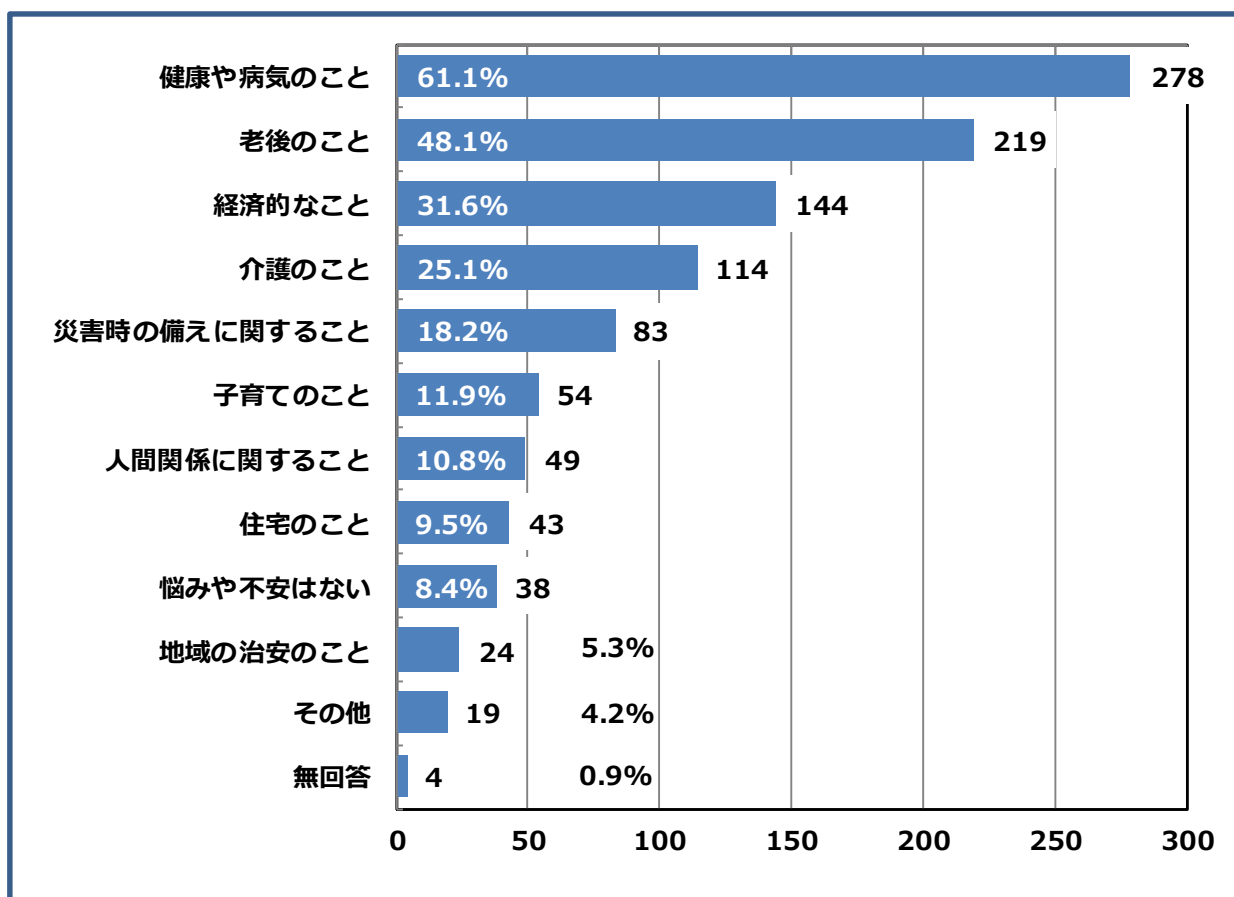
問2 近所の人とどの程度のおつきあいをしていますか。



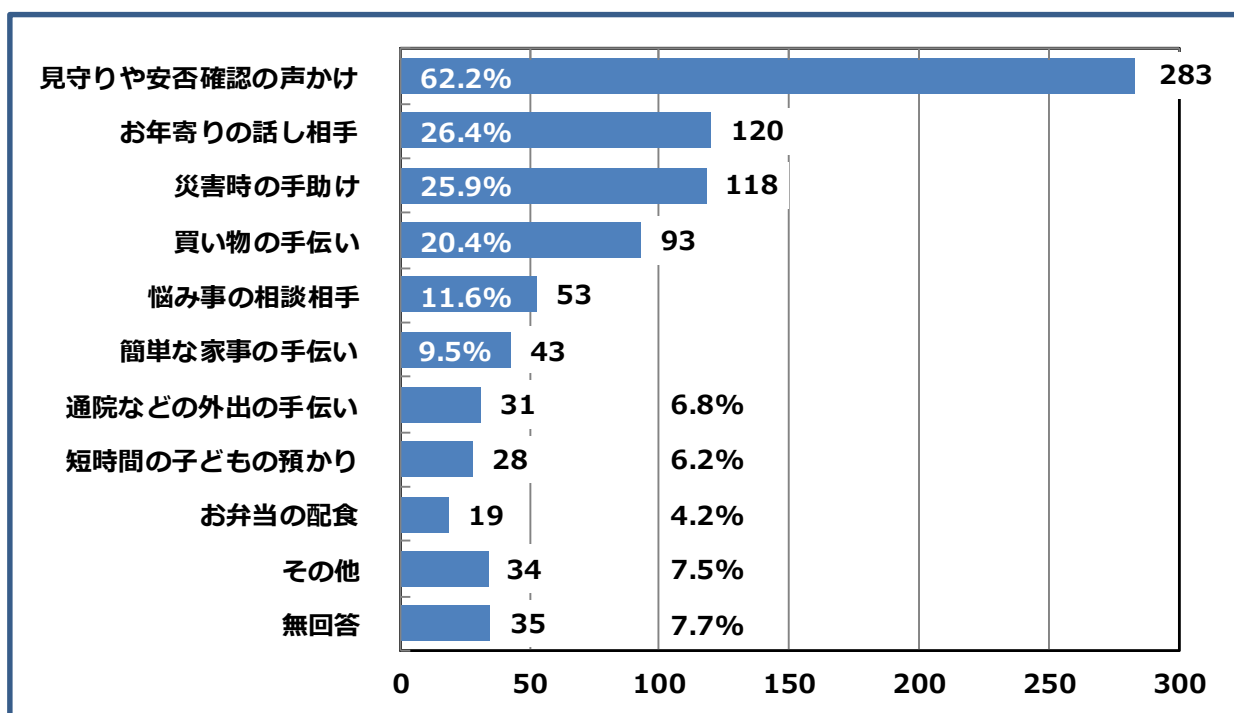
問3 近所で何らかの支援を必要としている人（1人暮らしの高齢者・介護をしている 家族・子育て中の家族など）への支援（日常生活の手助け、お手伝い）について、あなたの考えに最も近いのはどれですか。



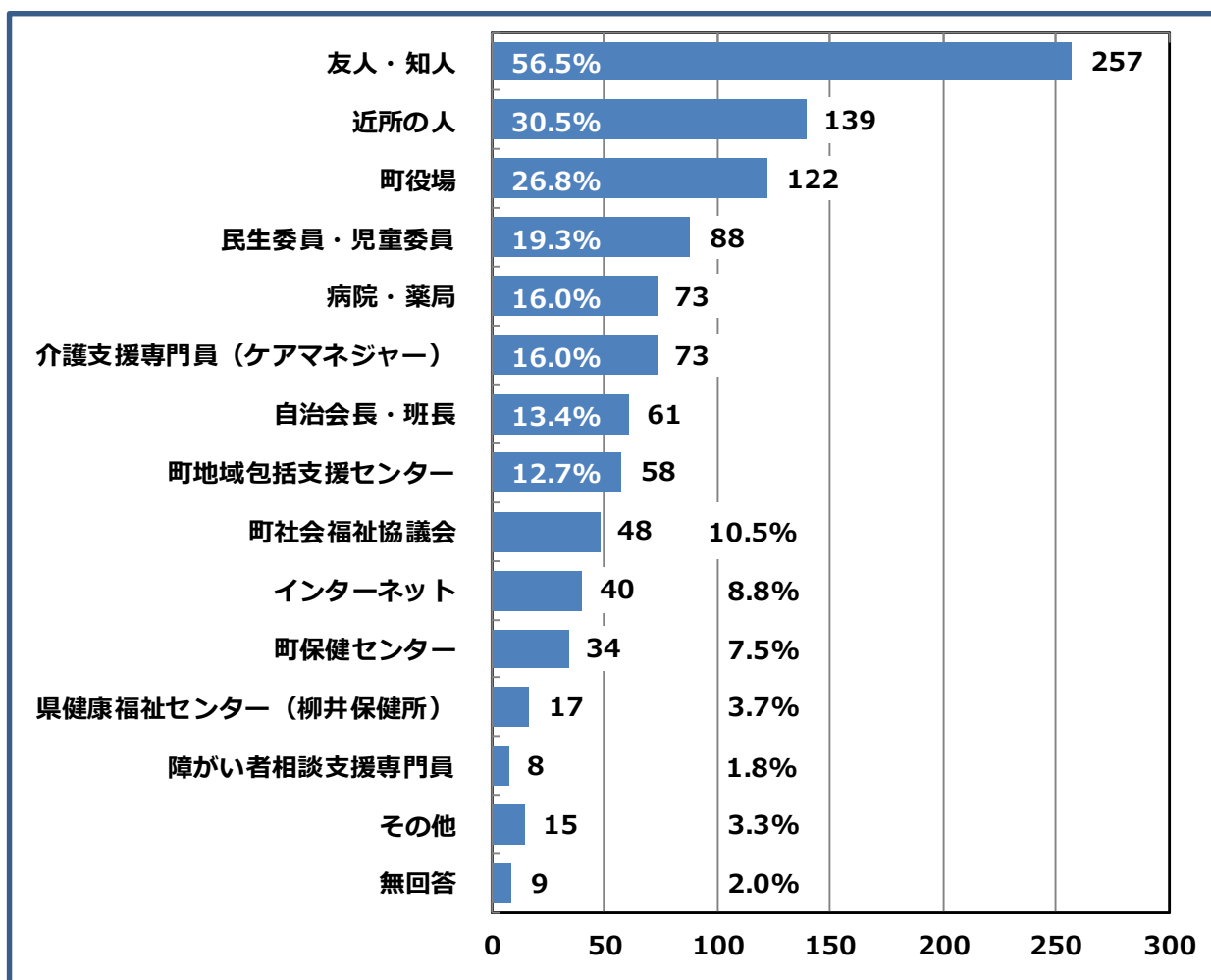
問4 日常生活においてどのような悩みや不安を感じていますか。（複数回答）



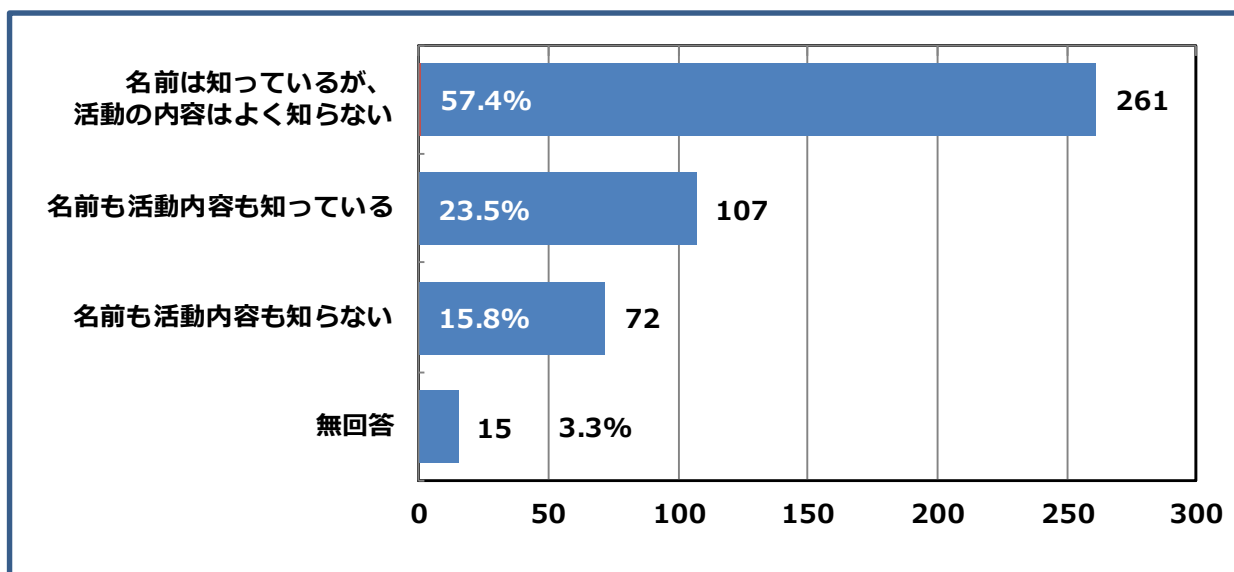
問5 介護や子育てで困っている家庭に、あなたはどのような手助けができますか。(複数回答)



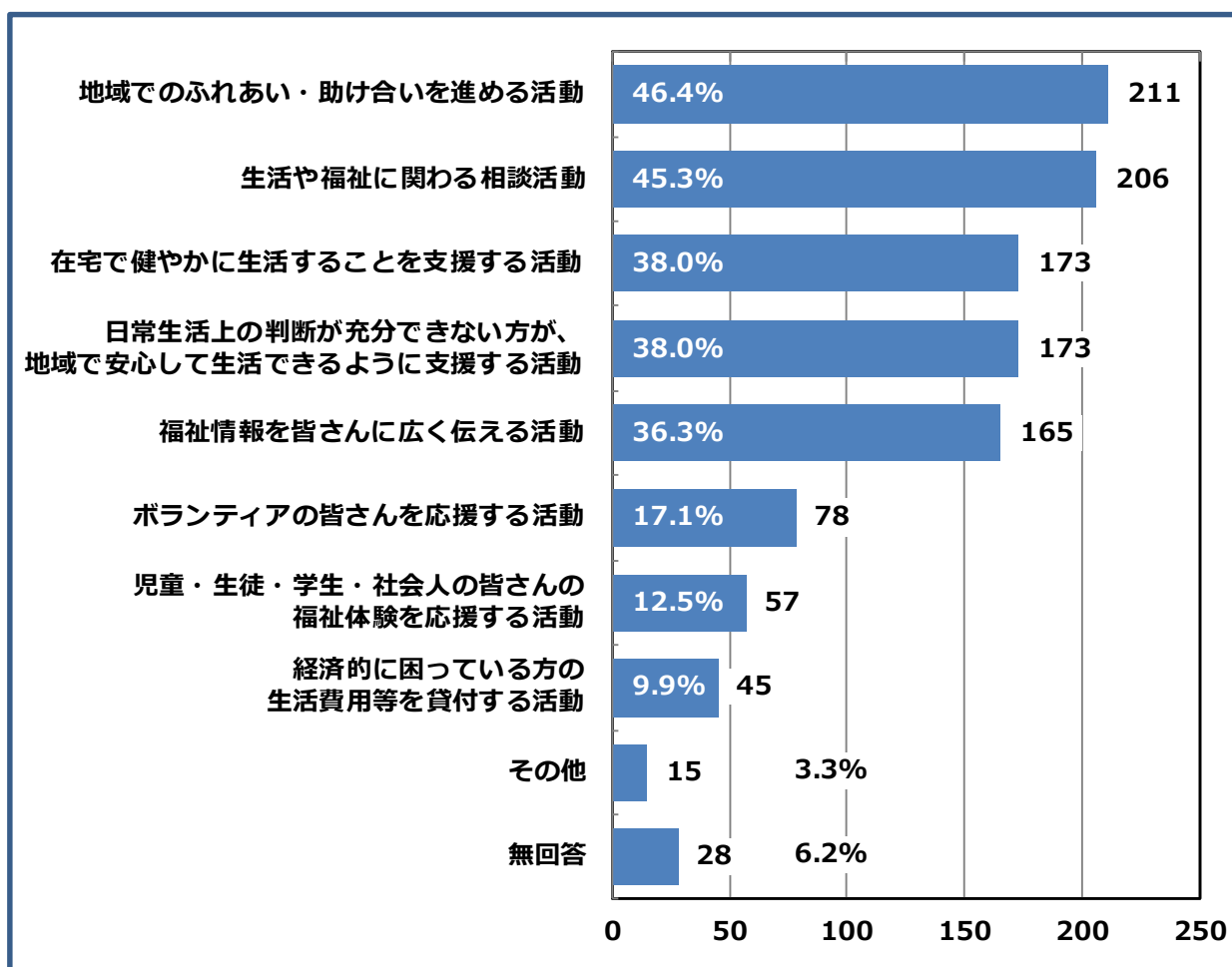
問6 誰かの援助が必要なとき、家族や親戚以外で誰に（どこに）相談しますか。(複数回答)



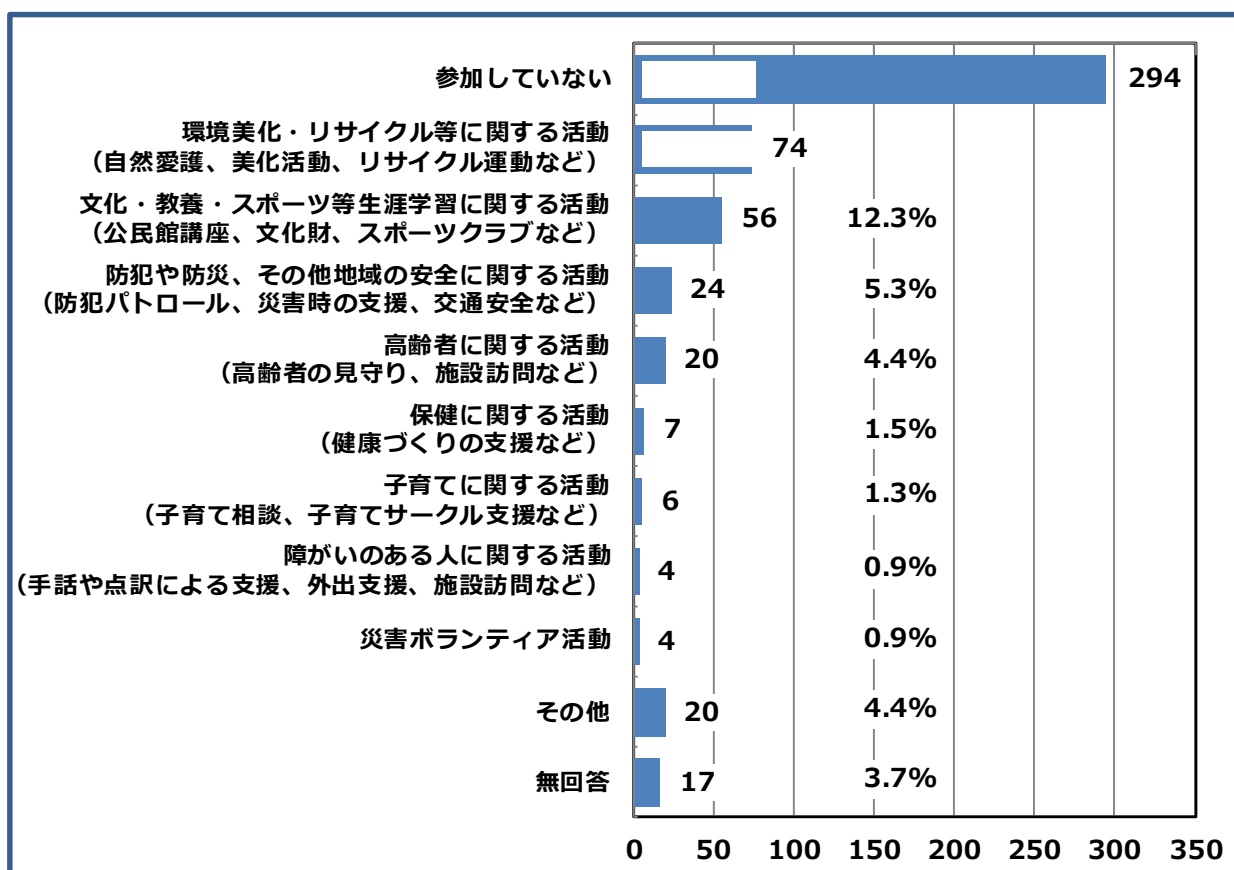
問7 町社会福祉協議会を知っていますか。



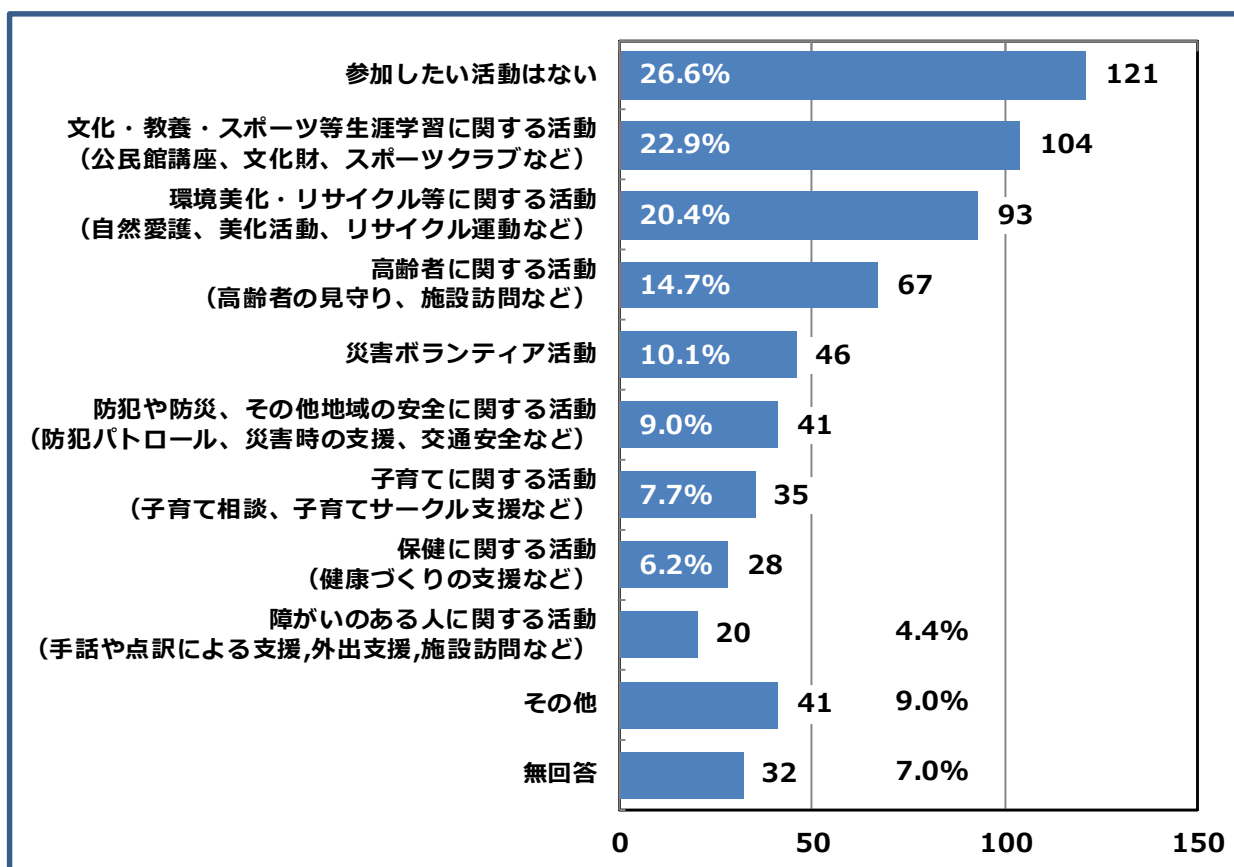
問8 町社会福祉協議会は、どのような活動に重点を置いて活動を行うべきだと思いますか。
(複数回答)



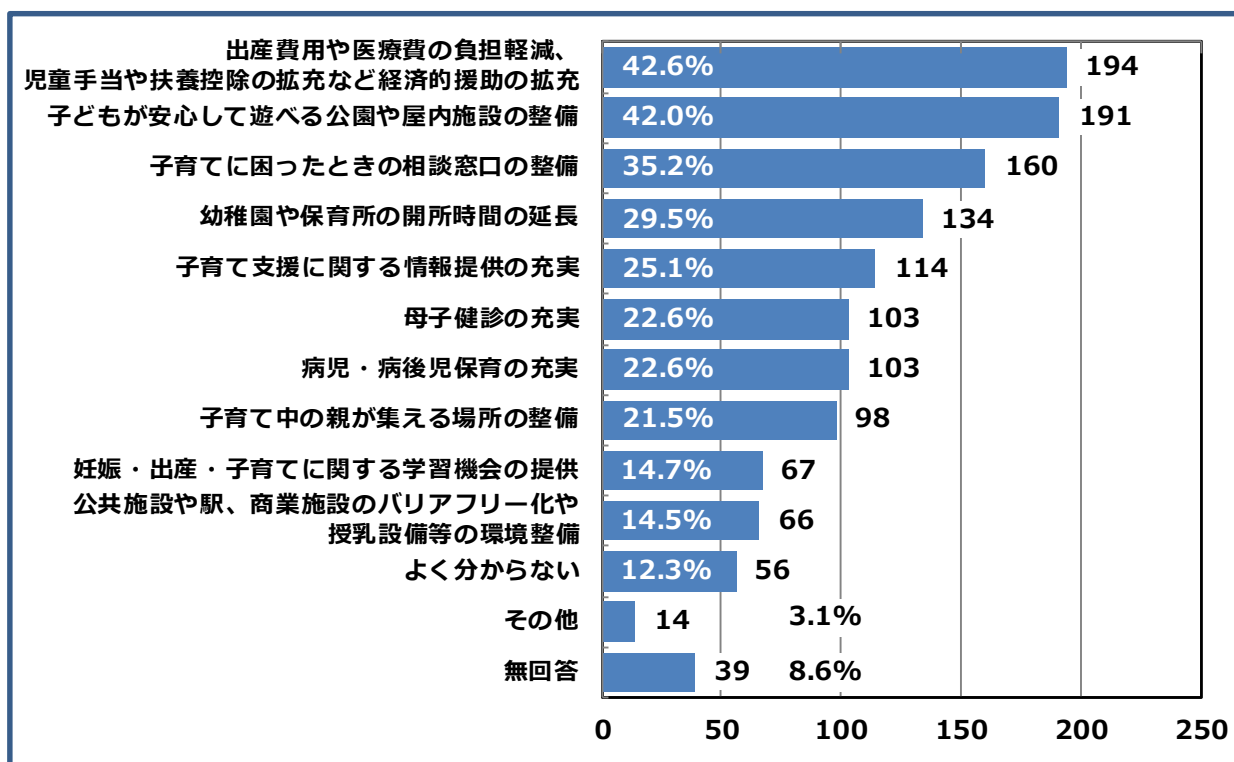
問9 日ごろ、どのようなボランティア活動に参加していますか。(複数回答)



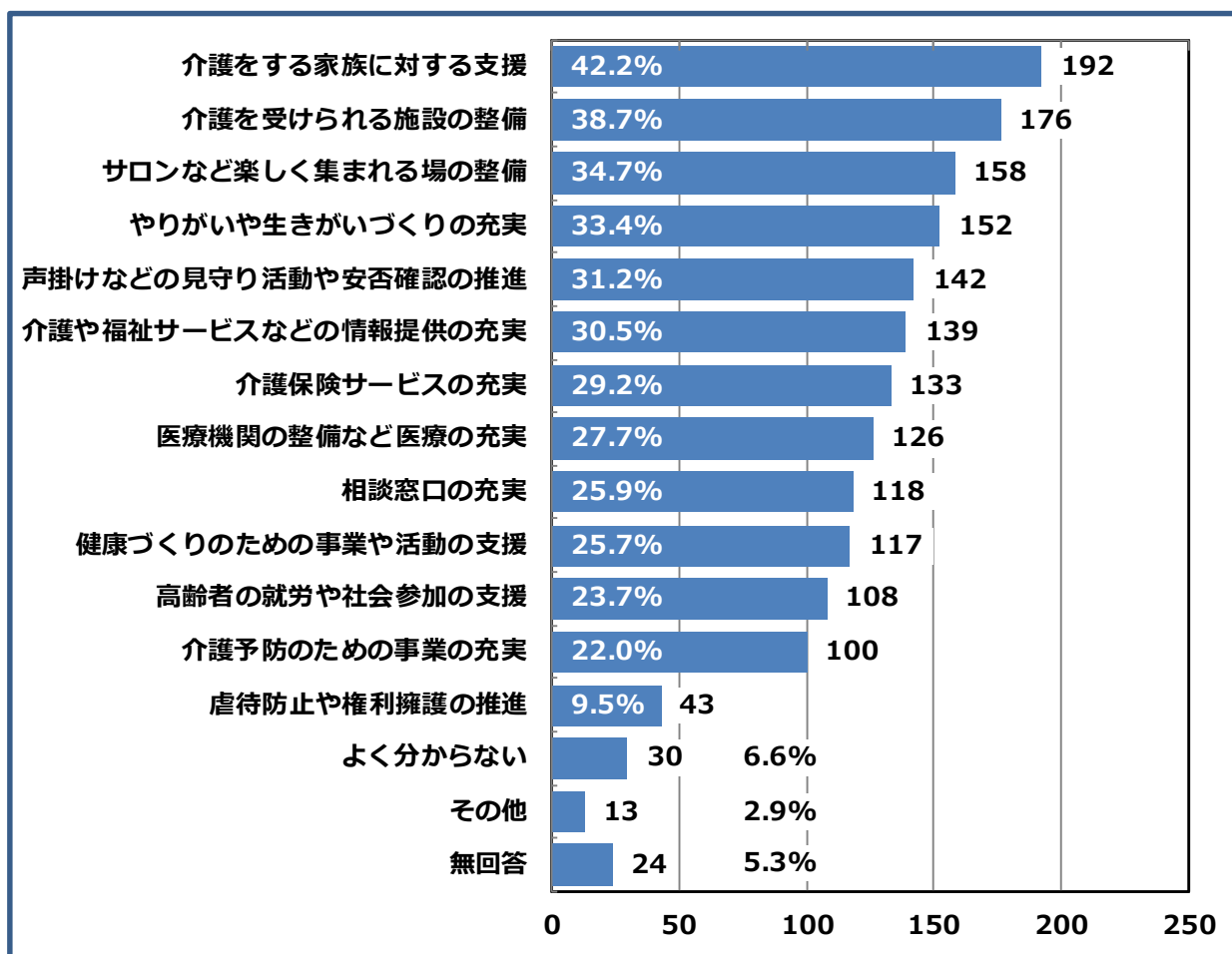
問10 今後、どのようなボランティア活動に参加したいですか。(複数回答)



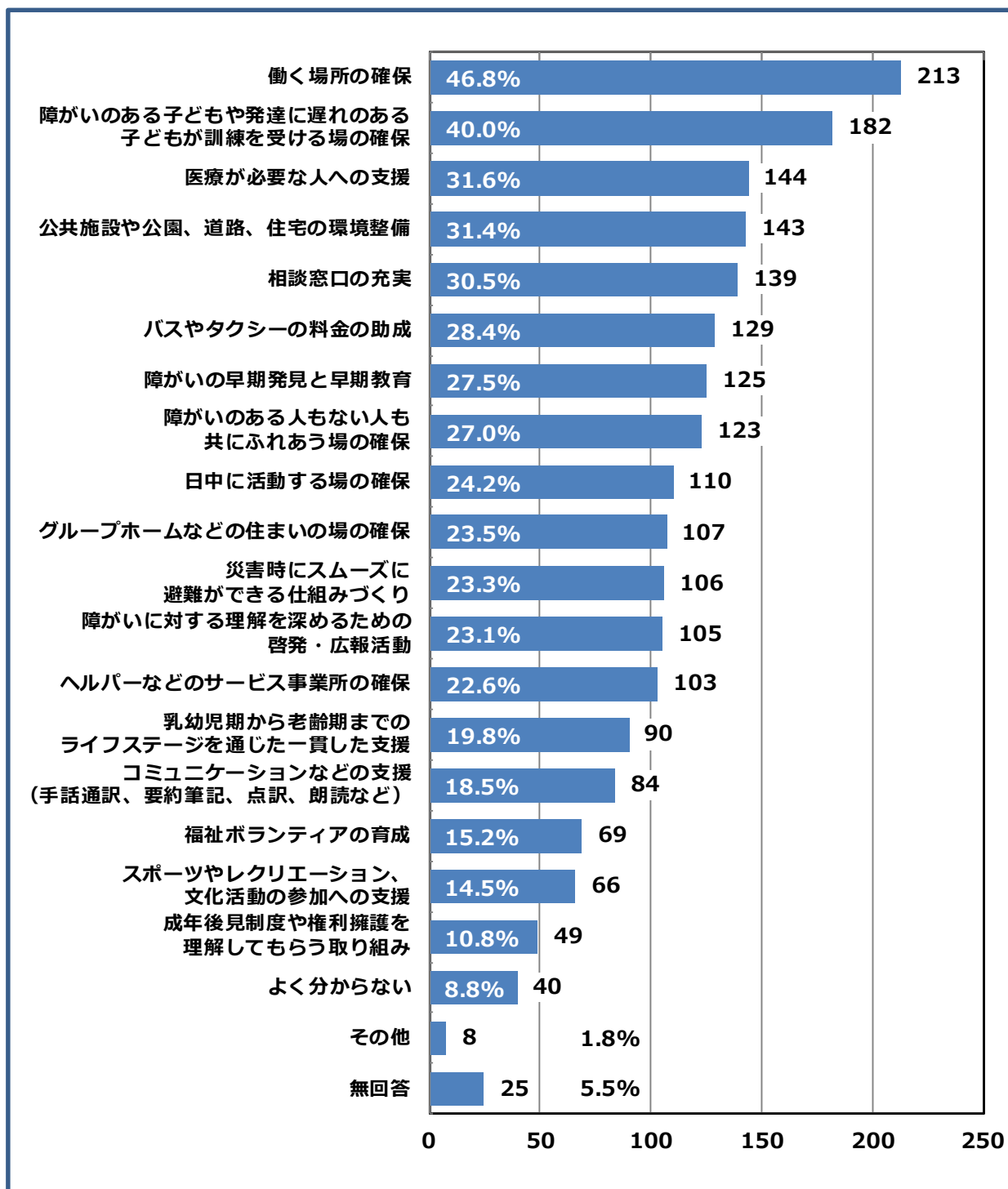
問1 子育てをしやすい環境を整備するためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



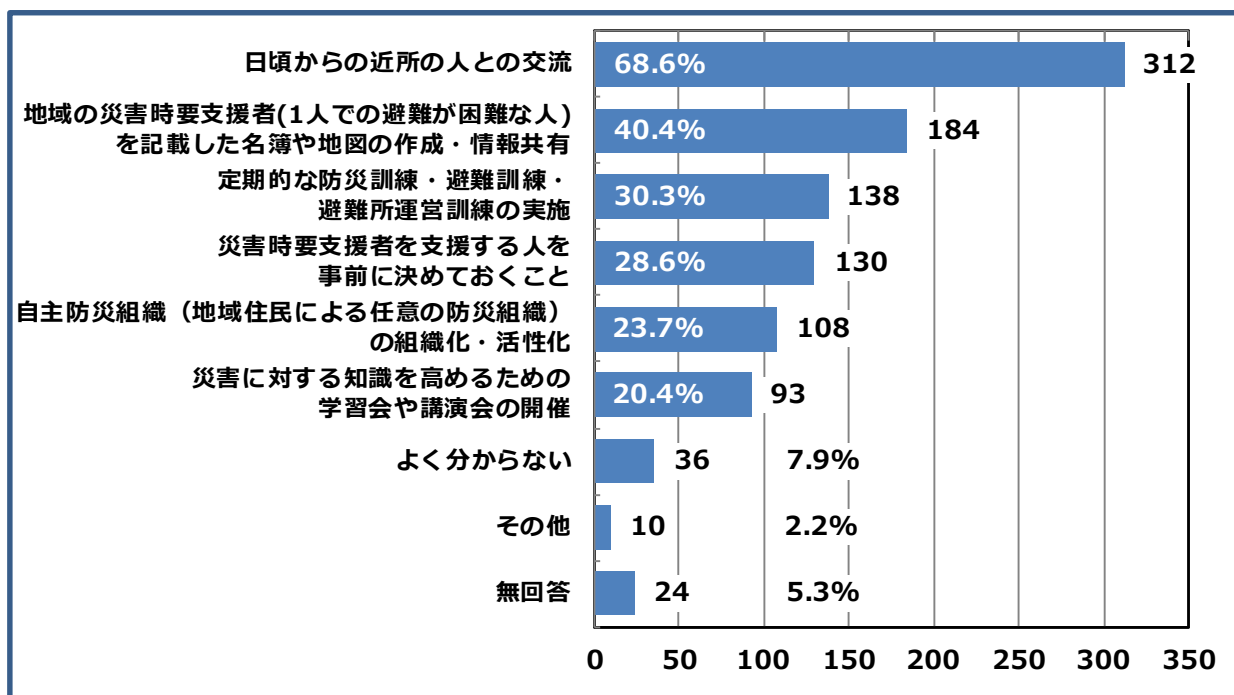
問2 高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



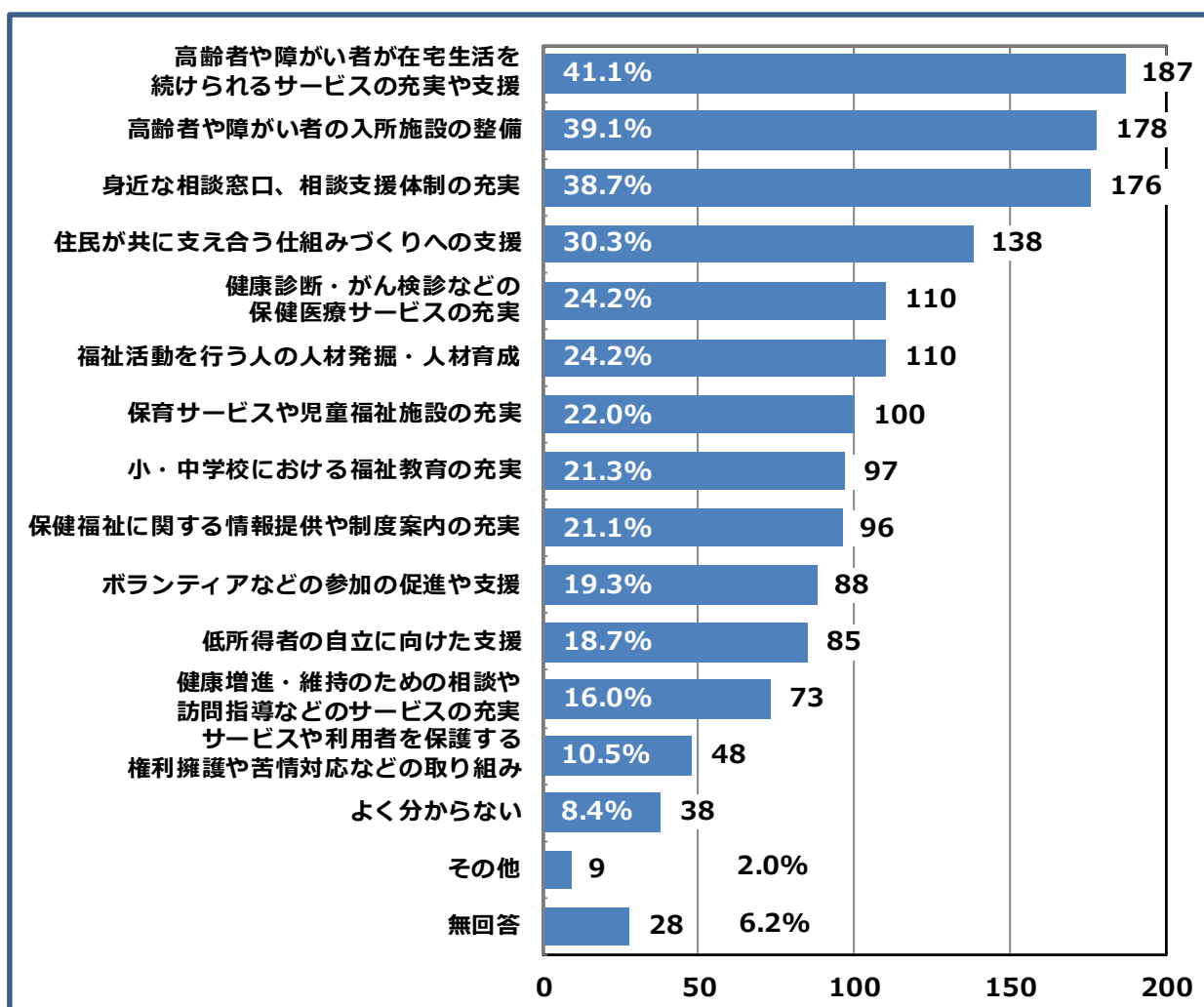
問 1 3 障がいのある人にとって住みよいまちにするためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問 1 4 災害時に地域で支えあうためにどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



問 1 5 今後、町や町社会福祉協議会はどういった施策に優先的に取り組むべきだと思いますか。(複数回答)



用語解説

言 葉	意 味
あいサポート運動	誰もが、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障がいのある人が暮らしやすい社会をみなさんと一緒に作っていくことを目的とした運動で、山口県では、平成 27 年 8 月から実施しています。 「あいサポート」とは愛情の「愛」、私の「I」に共通するあいと支える、応援する意味のサポートを組み合わせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意思で行動することを意味しています。「あいサポート運動」を実践していく人々を「あいサポーター」と呼び、「あいサポーター」になると「あいサポートバッジ」が渡されますので、これを身につけておけば「あいサポート」運動の実践者であるという意思が相手に伝わることになります。 また、障がいのある人が、声かけや手助けなどの配慮を必要としている場合には、「サポートマーク」により知らせます。 このようなバッジを身につけることにより、双方が自分の意思を相手にさりげなく知らせることができ、声かけや手助けができやすくなるような環境を整えようとする運動です。
介護と育児のダブルケア問題	近年、晩婚化・晩産化などを背景として、親として子育てをしながら、同時に自分や配偶者の親の介護も担うことを「介護と育児のダブルケア」と言います。 ダブルケアを行っている人のうち、約 3 分の 2 が「介護を負担に感じている」ことも判明しています。ダブルケアを担っているのは圧倒的に女性が多く、平均年齢は男女とも 40 歳前後であり、その多くが 30～40 歳代です。 少子高齢化の進行や、生産年齢人口の減少が懸念される現在、こうした介護・育児を担う世帯の負担をいかに軽減するかということは、国や地方自治体にとって今後の大きな課題といえそうです。
コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のことをいいます。コミュニティという総称は、市町村などの地方自治体、地域を超えて連携した非営利組織などの集団です。

障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称で、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。この法律では、国や地方自治体に、民間業者が障がいを理由に差別的な取り扱いをしてはいけないこと、そして、障害のある人たちの社会参加を妨げている様々な障壁を取り除くために必要な合理的配慮を提供しなければならないことなどが定められています。 共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去が重要で、法は、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がい者も含めた国民ひとり一人による自発的な取り組みを促しています。
生活困窮者自立支援法	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。稼働若年層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。 また、生活保護受給者のうち、約 25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという、いわゆる「貧困の連鎖」も生じています。 こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する第 2 のセーフティネットの充実・強化を図ることを目的としてこの法律ができました。
地域共生社会	かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しました。しかし、高齢化や人口減少が進み支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、誰もが役割を持ち、そして支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。 地域共生社会とは、このような社会構造の変化や人々の暮らし変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。

地域包括ケアシステム	認知症高齢者の増加が見込まれる日本において、地域で生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。 厚生労働省が、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目処に実現を目指しています。重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、各市町村の地方行政単位で地域別に異なる高齢者のニーズと医療・介護の実情を正確に把握し、老後の生活に向けて、住民や医療・介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援します。「医療介護総合確保推進法」のなかで、市町村単位での独自の地域包括ケアシステムの構築がうたわれています。
バリアフリー	もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきており、高齢者や障がい者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味します。
避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者のことです。東日本大震災などの災害時に高齢者らに被害が集中しがちであった反省を踏まえ、2014 年 4 月に施行された「改正災害対策基本法」で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートしました。 かつては、災害時要援護者とよばれました。「改正災害対策基本法」に基づき、国は市区町村に非難行動要支援者の名簿づくりを義務付け、要支援者一人ひとりの個別支援計画を作るよう求めています。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。